

共謀罪（テロ等準備罪）クイズ 初級編 1 問題

問1 「共謀罪法案」と「テロ等準備罪法案」は同じものを指している。

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------

問2 話し合いをして、いったん「やる」と合意してしまったら、最終的に「やらない」と決めても共謀罪（テロ等準備罪）で罰せられる。

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------

問3 共謀罪（テロ等準備罪）は、2人以上の人が重大な犯罪をやろうと計画して合意したことを罪とするもの。その対象となる罪は、いくつ？

277	55	188
-----	----	-----

問4 計画に合意した人が罰せられない場合がある。次のどれ？

みんなに呼びかけて犯罪を中止させる	メンバーから抜ける	警察に自首する
-------------------	-----------	---------

問5 次のうち、共謀罪（テロ等準備罪）の対象とならないのはどれ？

脅迫の計画	万引きの計画	TV番組をYou tubeにあげる計画
-------	--------	---------------------

共謀罪（テロ等準備罪）クイズ 初級編 1 答えと解説

問1 ○

「共謀罪法案」と「テロ等準備罪法案」は、呼び方が違うだけで、同じものをさしています。

問2 ○

合意した時点で共謀罪（テロ等準備罪）は成立し、実行準備行為が認められれば、処罰条件も満たします。その後に「やらない」と決めたとしても、共謀罪で罰することができます。

問3 277

共謀罪（テロ等準備罪）の対象となる罪は、刑の上限が4年以上の懲役・禁錮の犯罪。そのような罪が676あるうちから277まで絞ったと政府は説明しています。ただし、この数え方には問題があり、前回廃案になった「共謀罪法案」と同じ数え方をすると316になるという指摘もされています。

問4 警察に自首する

最初に自首をした人だけ、刑が半分になったり免除されたりします。これは、密告の奨励につながるといわれている規定です。

問5 脅迫の計画

共謀罪（テロ等準備罪）は、刑の上限が4年以上の犯罪の計画を罰するもの。TV番組をYoutubeにあげるのは「著作権侵害」で最高5年の懲役、万引きは「窃盗罪」で最高10年の懲役なので対象になりますが、「脅迫」は最高2年の懲役ですから、共謀罪の対象にはなりません。